

令和5年5月 吉日

各 位

全国仮設安全事業協同組合 関東支部

仮設安全監理者資格取得講習会（足場編）開催のご案内

仮設足場の基礎知識として“現場監督員のスキルアップ”にも有効！！

本講習会は下記団体のCPD・CPDS（継続学習制度）の認定講習会・プログラムです。

（一社）全国土木施工管理技士会連合会（<http://www.ejcm.or.jp/>） 9ユニット

（公社）日本建築士会連合会（<http://www.kenchikushikai.or.jp/>） 8単位

拝啓 時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

本組合では、この度、標記講習会を別紙の通り開催いたしますのでご案内申し上げます。

厚生労働省では、足場からの墜落・転落事故防止の充実に図るため、労働安全衛生規則の一部を改正（平成27年7月1日施行）するとともに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成27年5月20日付）」を策定し、安全衛生部長名でこれら労働災害防止対策の徹底を図るよう関係業団体に対して要請されているところです。

この度、ご案内します「仮設安全監理者資格取得講習会」は、厚生労働省の要綱に挙げる「より安全な措置」の「足場等の安全点検の確実な実施」において、足場の組立・変更時等の点検実施者として指名することとしている『足場の点検について、十分な知識と経験を有する者』に該当する【仮設安全監理者】を養成するために開催するものです。

当講習会を受講し、試験に合格された方には「仮設安全監理者資格証」を付与させていただくとともに、仮設安全監理者専用の「仮設安全監理検査実施報告書」「メーカー・機材別点検表」（有料）をご使用いただけることとなります。

さらに、仮設安全監理者による足場の安全点検には、当組合の仮設安全監理者センター認証の看板「足場安全点検履歴の証」（有料）の掲出と上記の「報告書」「点検表」の使用と組合への提出により、賠償責任保険（第三者対人・対物）と傷害保険（点検者の死亡・重度後遺障害）が付保されており、万一の場合にも備えています。

尚、講習会の受講にあたりましては、別紙「ご留意いただく事項」をご確認の上、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。

敬具

～ 開 催 要 領 ～

1. 開催日時	令和5年6月21日(水) 9:30~19:00 受付9:00より
2. 開催場所	全国仮設安全事業協同組合 〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-18 EDGE 小伝馬町ビル 5F
3. 受講資格	下記の公的資格のいずれかを取得されている方とさせていただきます。 a. 計画作成参画者 b. 足場の組立て等作業主任者 c. 建築士(一級・二級・木造) d. 建築施工管理技士(一級・二級) e. 土木施工管理技士(一級・二級) f. 技術士・技術士補(建設部門) <u>注) 仮設品の製造、販売(リース・レンタル含む)、または、足場材を自社保有されている仮設工事業等、足場関連を主たる事業とされている事業者の方については、事業者が本組合に加入している場合のみ受講することが出来ます。</u>
4. 受講科目	(1) 共通・養生 (2) 専用足場 (3) システム足場 (4) 建て方足場 ※別紙「カリキュラム」をご参照ください。
5. 受講料	20,000円(税込) [テキスト代含む] ※交通費、食事等は各自でご負担下さい。なお、一旦お納め頂いた受講料はお返しできませんのでご了承下さい。
6. 定員	20名(最小催行人員15名) ※申込者15名未満の場合は延期させていただきますので、予めご了承ください。 なお、その際には受講料は全額ご返金させていただきます。
7. 申込要領	大変お手数ですが、事務局の管理の都合上、まずは別添の申込書をファックスにてお送り下さい。その時点で仮申し込みとさせていただきます。 また、下記の書類を締切日までに関東支部宛にご郵送ください。 (1) 申込書(別添) (2) 写真(縦3cm×横2.5cm)2枚 ※裏面に会社名・氏名をご記入下さい。 (3) 受講資格となる公的資格を証明する書面の写し
8. 申込開始日	令和5年 5月 8日(月)
9. 締切日	令和5年 6月 9日(金)
10. 払込方法	下記の口座へ受講料をお振込ください。なお、振込手数料は貴社にてご負担願います。(領収書の発行は省略させていただきます。) ・振込先口座：商工組合中央金庫 本店(営業部) 普通 1034103 ・口座名義：全国仮設安全事業協同組合 関東支部 ・払込期限：令和5年6月14日(水) ※大変お手数ですが、ご入金手続きが完了しましたら、「口座振込明細書」に受講者名をご記入の上、ファックスにてお送りください。
11. お申込み・お問合せ先	全国仮設安全事業協同組合 関東支部 吉岡まで 〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-18 EDGE 小伝馬町ビル 5階 【連絡先】 TEL: 03-3639-1571 FAX: 03-3639-3980

仮設安全監理者資格取得講習会カリキュラム（足場編）

【令和5年6月21日（水） 於：全国仮設安全事業協同組合】

9：00～	受 付
9：30～11：00 (90分)	開講挨拶 導入研修 ・ 墜落・転落による建設労働災害の現状と要因 ・ 改正労働安全衛生規則について ・ 国土交通省建設工事事故防止重点対策について ・ 手すり先行工法等に関するガイドラインについて 他
11：00～12：30 (90分)	テキスト第4章「養生部門の安全性に関する基礎知識」
12：30～13：30	(休憩・昼食)
13：30～15：00 (90分)	テキスト第5章「足場の安全性に関する基礎知識」
15：00～16：00 (60分)	テキスト第6章「専用足場」
16：00～16：30 (30分)	第4章、第5章、第6章 筆記試験
16：30～18：00 (90分)	テキスト第7章「システム足場」 テキスト第8章「建て方足場」
18：00～18：30 (30分)	第5章、第7章、第8章 筆記試験
18：45～19：00 (15分)	修了書 配布

※ 筆記用具を忘れずにお持ちください。

仮設安全監理者資格取得講習会（足場編）申込書（FAX：03-3639-3980）

別紙「ご留意いただく事項」をご確認の上、お申し込みください。

受講日	令和5年6月21日（水）	会場	全国仮設安全事業協同組合
（フリガナ） 氏名		携帯電話	
		生年月日	西暦 年 月 日
自宅住所	〒 - 都道府県 TEL（ - - ）		
あなたは、仮設品の製造、販売（リース・レンタル含む）、または、足場材を自社保有されての仮設工事業等、足場関連を主たる事業とされている方ですか？（どちらかに○印をご記入ください）			
◆【はい】 ・ 【いいえ】 ※【はい】の場合は本組合に加入している必要があります。			
（フリガナ） 所属会社名	代表者役職（ ） 代表者名（ ）		
本社住所	〒 - 都道府県 TEL（ - - ） FAX（ - - ）		
所属部署住所	〒 - 都道府県 TEL（ - - ） FAX（ - - ） （事業所名： 部署名： 役職： ）		
Eメールアドレス	@		
取得資格	1. 計画作成参画者	番号:	
	2. 足場の組立て等作業主任者技能講習	番号:	
	3. 建築士（一級 ・ 二級 ・ 木造）	番号:	
		CPD番号:	
	4. 建築施工管理技士（一級 ・ 二級）	番号:	
		CPD番号:	
5. 土木施工管理技士（一級 ・ 二級）	番号:		
6. 技術士・技術士補（建設部門）	番号:		
CPD・CPDSの研修記録	<p>本講習会の研修記録を希望される方のみ、（希望する）に○印をご記入下さい。</p> <p>※CPD・CPDSに関するご質問は、下記の所管団体に直接お問い合わせ下さい。</p> <p>◆土木施工管理技士の方（希望する） 所管団体：（一社）全国土木施工管理技士会連合会：CPDS (http://www.ejcm.or.jp/)</p> <p>◆建築士・建築施工管理技士の方（希望する） 所管団体：（公社）日本建築士会連合会：CPD (http://www.kenchikushikai.or.jp/)</p>		
ホームページへの掲載	<p>本人の氏名及び仮設安全監理者資格証番号を仮設安全監理者センターサイトに掲載することに◆ 同意する 同意しない （どちらかに○印をご記入ください。）</p> <p>（注）所属会社の情報は同意の有無にかかわらず自動的に掲載されます。</p>		

ご留意いただく事項

■仮設安全監理者の情報の公開

全国仮設安全事業協同組合では、2009年(平成21年)の改正労働安全衛生規則の施行に合わせて、「仮設安全監理者センター」を開設いたしました。

仮設安全監理者センターでは、厚生労働省の通達に基づき事業者が点検実施者として「仮設安全監理者」を指名する際に、お近くの仮設安全監理者を検索できるよう、ホームページ上に情報を公開することを目的としています。

(詳しくは、「仮設安全監理者センター」のサイト (<https://www.kasetsu-center.jp/>) をご覧下さい)

(1) 仮設安全監理者が所属している事業者の情報

事業者名、事業所の所在地、事業所の連絡先 (TEL・FAX)

(2) 仮設安全監理者自身の情報

資格者番号、氏名

※(1)の情報については自動的に、(2)の情報についてはご本人の承諾を得てホームページ上に「掲載」=公開することとしています。

■本組合認証の「点検表」の使用と「足場安全点検履歴の証」看板の掲示

仮設安全監理者として足場の安全点検を実施する際は、必ず本組合認証の「点検表」(足場の種類・機材に応じ約90種類:有料です。)をご使用頂くとともに、点検終了時には、「点検表」の“組合控え”を本組合へ送付頂き、あわせて点検実施者の氏名・資格証番号、所属会社名等を明示した仮設安全監理者センター認証の「足場安全点検履歴の証」看板(有料です。)を作業所の入口等に掲示して頂くこととしています。

点検表等は access online shop (<https://access-onlineshop.jp/>) でお求め頂けます。

■資格者証の失効条件にご注意ください

仮設安全監理者資格ですが、原則として以下の場合に**失効**となります。

- ・組合員(賛助会員)については、組合を脱退した時又は会社を退職された場合
- ・組合員外については、受講時の会社を退職した場合
- ・その他失効に値する場合

なお、失効時は資格者証を当組合まで返送いただけますようお願いいたします。
(返送費用につきましては、お客様負担にて願います。)